

# 大阪労働局からのお知らせ

## 事業主のみなさまへ

今年度労働保険料第3期分の納付期限は  
**令和7年1月31日（金）** です。

納付書につきましては、厚生労働省から送付されますので、最寄りの金融機関（銀行・信金・信組・農協・郵便局）で納付してください。

なお、口座振替納付をご利用されている場合は、納付書は送付されません。

成立手続については 大阪労働局 労働保険適用・事務組合課  
保険料の納付については 大阪労働局 労働保険徴収課

☎(06)4790-6340  
☎(06)4790-6330

または 管轄の労働基準監督署 まで



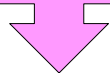
ひと、暮らし、みらいのために

**厚生労働省**

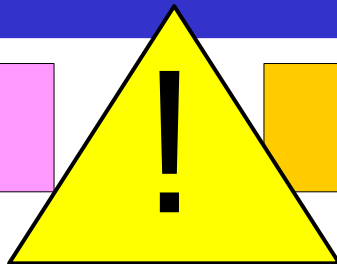
Ministry of Health Labour and  
Welfare

# 大阪労働局からのお知らせ

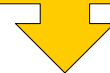
年度更新の手続きが  
遅れると・・・



政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに  
**追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）**  
を課す場合があります



労働保険料の納付が  
遅れると・・・



法定納付期限の翌日から 完納された日の  
前日までの**延滞金**を課す場合があります

納付期日最終日は、銀行・郵便局窓口において混雑が予想されます。  
混雑緩和のため、早期納付のご理解・ご協力をお願いいたします。

成立手続 については 大阪労働局 労働保険適用・事務組合課  
保険料の納付 については 大阪労働局 労働保険徴収課

または 管轄の労働基準監督署 まで

☎(06)4790-6340  
☎(06)4790-6330



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and  
Welfare